令和５年度版

ふるさと財団

Japan Foundation For Regional Vitalization

一般財団法人
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉
Japan Foundation For Regional Vitalization

ふるさと財団は、全国各地の地方創生の取り組みを支援します。

ごあいさつ

地域総合整備財団（ふるさと財団）は、活力と魅力ある地域づくりに寄与することをミッションとして、昭和 63 年に都道府県及び指定都市のすべてが出捐する財団法人として発足しました。

以来、当財団は、地域活性化につながるあらゆる分野の民間事業に対する無利子融資（ふるさと融資）をはじめ、地域再生の取り組み、公民連携の推進、地域産業の創出・育成への支援など、各種事業を実施しており、これらを通じて「ふるさと」が元気になるためのお手伝いをしてきたところです。

全国各地において、個性豊かな地域づくりが進められているのは、地域の皆さま方のたゆまぬ熱意と努力の賜物です。

今なお、地方は、少子高齢化や人口減少、産業の衰退など様々な課題に直面しています。

当財団は、今年 35 年目を迎えていますが、地方公共団体に寄り添い、地域のニーズや課題解決に積極的に対応することにより、今後とも地域の再生や産業の振興に寄与し、皆さまの期待に応えられるよう前進してまいります。

一般財団法人地域総合整備財団
理事長　末宗　徹郎

ふるさと財団組織図

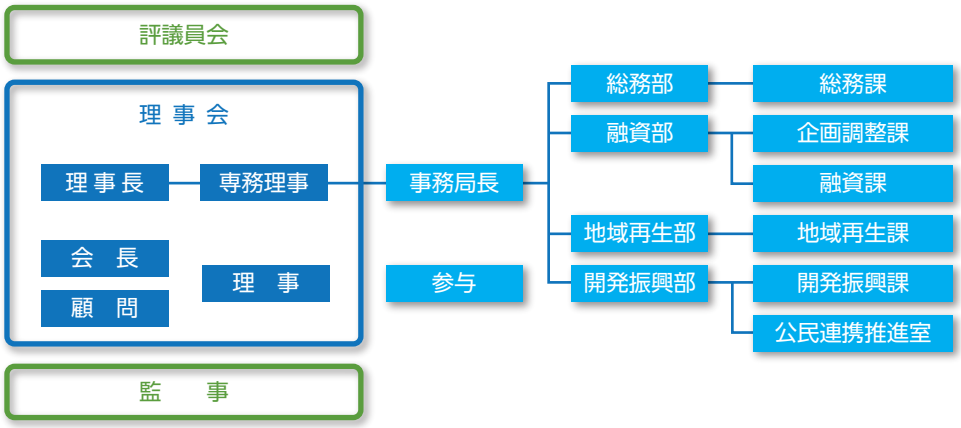

ふるさと財団　主要事業一覧

事業名	
1　ふるさと融資	
＜事業概要＞ 地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県や市町村が長期の無利子資金を融資する。事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を支援する。	**＜融資対象等＞** □対象事業者：法人格を有する民間事業者 □貸 付 団 体：都道府県、市町村 □対 象 費 用：設備の取得等に係る費用 □融 資 期 間：５年以上20年以内（うち措置期間５年以内）
2　ふるさとものづくり支援事業	
＜事業概要＞ 地域産業の育成や振興を図るため、新技術や地域資源を活用した新製品・新商品開発に取り組む企業等に対し、市区町村が補助を行う場合に当該市区町村を支援する。	**＜補助対象等＞** □補 助 対 象：市区町村（指定都市を除く） ※企業等に対する補助金は市区町村から交付 □補　助　率：2／3（過疎地域等9／10） □補助上限額：Ａタイプ：1,000万円　Ｂタイプ：500万円 Ｃタイプ：100万円　　Ｄタイプ：200万円
3　地域再生マネージャー事業	
①外部専門家短期派遣事業 **＜事業概要＞** 地域再生の初動期において地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない段階で、その解決に向けた地域再生の方向性に目処をつけるため、外部専門家を市町村へ派遣し、支援する。	**＜派遣対象等＞** □派 遣 対 象：①単独の市区町村において本事業を実施する場合（指定都市を除く） ②複数の市区町村において共同で本事業を実施する場合（指定都市を除く） □派 遣 内 容： 原則として１市区町村あたり１回 □派 遣 費 用： 原則として財団負担
②ふるさと再生事業 **＜事業概要＞** 地域住民が主体となった持続可能な仕組みや体制を構築し、地域資源等を活用したビジネスを創出することで、地域が自立的に活動し雇用に結びつける仕組みづくりを行う市区町村を支援する。 **③まちなか再生事業** **＜事業概要＞** まちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、賑わいの喪失、街としての魅力・求心力の低下等の課題に対して取り組む市区町村を支援する。	**＜補助対象等＞** □補 助 対 象：①単独で事業に取り組む市区町村（指定都市を除く） ②複数の市区町村が共同で取組む事業を代表する団体（指定都市を除き、広域連合等を含む） □補　助　率：2／3 □補助上限額：①700万円 ②1,000万円
4　地域イノベーション連携推進事業	
＜事業概要＞ 市区町村が民間企業等と公民連携で、Society5.0につながるデジタル技術等を活用し、新たな切り口で地域課題の解決や地域の活性化を推進する地域イノベーション連携の取り組みを支援する。	**＜補助対象等＞** □補 助 対 象：単一の市区町村（指定都市を除く） または複数の市区町村（指定都市を含む） □補　助　率：2／3 □補助上限額：800万円

ふるさと融資の推進

（問い合わせ：融資課）

ふるさと融資制度は、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、当財団において事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。ふるさと融資を行う場合には、地方公共団体は資金調達のために地方債を発行し、その利子負担分の一部（75％）が地方交付税措置されます。

ふるさと融資の申込先は、事業地の都道府県又は市町村となります。

対象事業者

法人格を有する民間事業者

対象事業

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの

○公益性、事業採算性等の観点から実施されること

○事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること

都道府県、指定都市から融資を受ける場合……5 人以上

市町村から融資を受ける場合……1 人以上

○用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が 1,000 万円以上

対象費用

○設備の取得等に係る費用

○試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用

ふるさと融資概念図

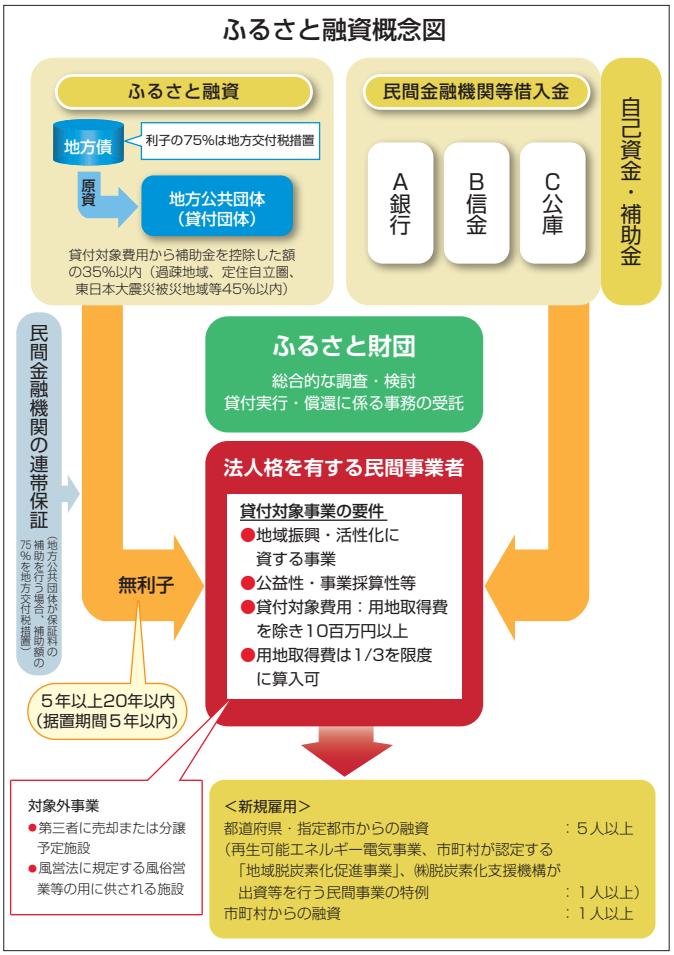

融資条件

○貸　付　利　率：無利子

○融資(償還)期間：5 年以上 20 年以内（5 年以内の据置期間を含む）

○融資対象期間：工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する 4 年以内

○償　還　方　法：元金均等半年賦償還

○担　　保：民間金融機関の連帯保証が必要

■要件一覧（融資比率・融資限度額・雇用要件）

単位：億円

			通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏・連携中枢都市圏・東日本大震災被災地域（※1）	市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・㈱脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業
			一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域		
都道府県・指定都市	融資比率		35%		45%		45%（※2）	45%
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5（※2）	67.5
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2（※2）	101.2
	雇用		5 人（再生可能エネルギー電気事業は 1 人）以上					1 人以上
その他市町村	融資比率		35%		45%		45%	45%
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3	25.3
	雇用		1 人以上					

（※1）…岩手県、宮城県、福島県に限定

（※2）…但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については都道府県は対象外。

令和5年度からのローカル 10,000 プロジェクトにおけるふるさと融資の利用について

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）の概要

○産学金官により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業を支援する制度。

○具体的には、地域振興に資する民間投資を支援するため、地方公共団体が地域金融機関の融資と協調して、公費により助成。

○詳しくは、下記アドレスの総務省ホームページをご参照下さい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

R5年度からの変更

○当該プロジェクトを活用するためには、地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合等、「地域金融機関による融資」を条件としていたところ、ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体による融資、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資を融資元に追加。

ふるさとものづくり支援事業

（問い合わせ：企画調整課）

地域産業の育成や振興を図るため、新技術や地域資源を活用した新製品・新商品開発に取り組む企業等に対し、市区町村が補助を行う場合に、当該市区町村に対して補助金を交付します。

開発に要する経費の規模に応じて補助金を交付するＡ～Ｃタイプと、試作品完成後の本格的な商品化に向けた市場調査や販路開拓等に対して補助金を交付するＤタイプがあります。

補助対象

市区町村（指定都市を除く）

※企業等に対しては市区町村からの補助金交付となります。

事業区分

・Ａ～Ｃタイプ

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新製品・新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。事業規模に応じてＡ～Ｃを選択

・Ｄタイプ

これまでに新製品・新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業

補助上限額

Ａタイプ：	**1,000 万円**	**Ｃタイプ：**	**100 万円**
Ｂタイプ：	**500 万円**	**Ｄタイプ：**	**200 万円**

補助率

2/3（過疎地域・離島地域・特別豪雪地帯等は 9/10）

鶴岡産シルクⅡを使った
最高級シルク商品の開発
（山形県鶴岡市）

ブランド化を目指すトマトを
活用した新商品開発
（新潟県阿賀野市）

農産畜産物加工品開発
（岐阜県瑞浪市）

高森町特産品及び南阿蘇鉄道の
特色を活かしたお土産（石鹸）開発
（熊本県高森町）

補助事業の範囲（イメージ図）

※令和5年度事業のスキームです。

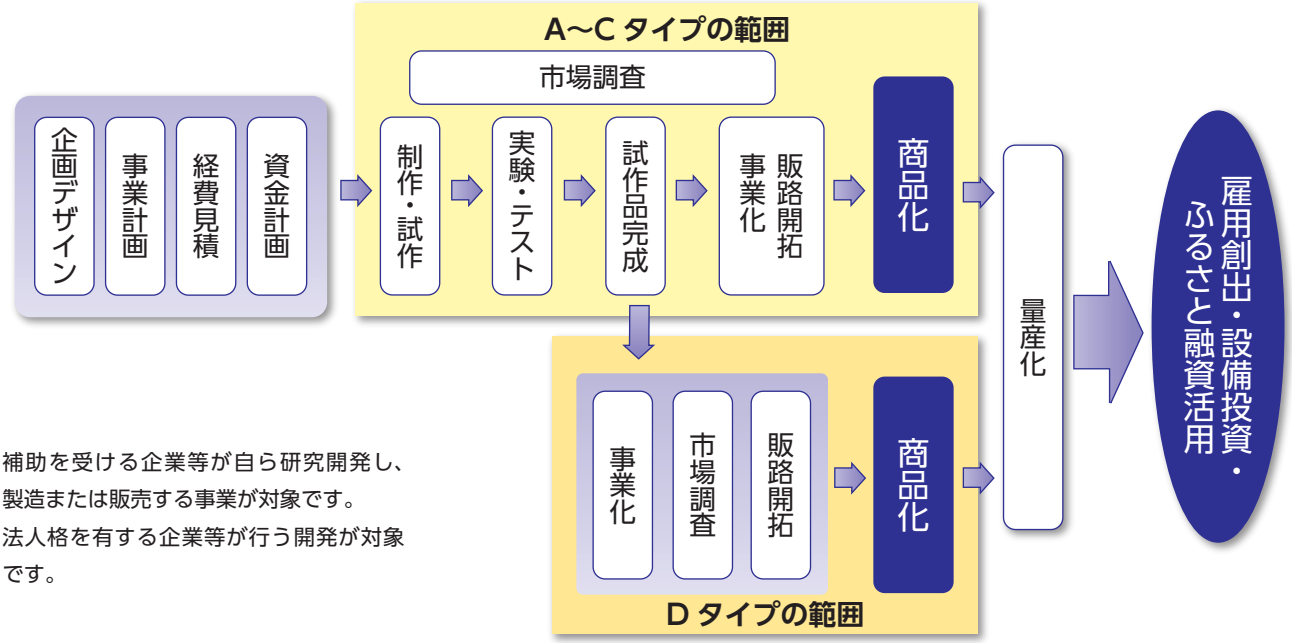

※補助を受ける企業等が自ら研究開発し、製造または販売する事業が対象です。

※法人格を有する企業等が行う開発が対象です。

地域再生マネージャー事業

（問い合わせ：地域再生課）

様々な課題を抱えた地域の再生には、住民主体の持続可能な体制を整備するとともに、ビジネスを創出して雇用に結び付け、地域が自立的に行動できる仕組みを構築することが必要です。本事業では、地域の課題解決のために外部専門家（地域再生マネージャーなど）を活用する市区町村等の地域再生への取り組みを支援します。

外部専門家短期派遣事業

地域再生に取り組もうとする市区町村に対して、当財団から外部専門家を派遣します。

外部専門家は、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行います。

○派遣対象：①単独の市区町村において本事業を実施する場合
②複数の市区町村において共同で本事業を実施する場合
○派遣回数：原則として１市区町村あたり１回
○派遣費用：原則として財団が全額負担

まちづくり協議会の皆さまとの意見交換（松山市久谷地区）

ふるさと再生事業

（問い合わせ：地域再生課）

地域再生に取り組む市区町村（指定都市除く）等が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、当財団がその費用の一部を補助します。外部専門家は、地域住民主体による持続可能な実施体制の構築、地域資源等を活用したビジネス創出への助言・指導及び事業の具体的なマネジメント等を行います。

○補助対象：①単独で事業に取り組む市区町村
②複数の市区町村が共同で取り組む事業を代表する団体
（広域連合等地方自治法に基づく団体を含む）
○補 助 率：2/3
○補助上限額：①700 万円　②1,000 万円

五日市商店街の視察（あきる野市）

まちなか再生事業

（問い合わせ：開発振興課）

まちなか再生に取り組む市区町村（指定都市除く）等が、まちなか再生の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家に業務の委託等する場合に、当財団がその費用の一部を補助します。まちなか再生プロデューサーが単独又はチームで現場に入り、まちなかにおける生活及び交流拠点としての都市機能等の維持・拡大を図る事業を行います。

○補助対象：①単独で事業に取り組む市区町村
②複数の市区町村が共同で取り組む事業を代表する団体
（広域連合等地方自治法に基づく団体を含む）
○補 助 率：2/3
○補助上限額：①700 万円　②1,000 万円

まちなか再生事業現地会議（愛知県岡崎市）

公民連携への支援

（問い合わせ：開発振興課）

公民連携による公共施設等の整備・運営に関する手法、新たなテクノロジーを活用した地域課題解決の手法等について調査研究を行い、全国に幅広く情報提供します。また、地方公共団体におけるそれら手法等の円滑な導入を支援するために様々な事業を実施します。

	自治体 PPP/PFI 推進センター
公民連携アドバイザー派遣事業	PPP/PFI 事業の一般的・具体的事項、PFI 法の留意点等についてアドバイス 公共施設マネジメント導入に向けた手法や先進事例の紹介等
	公共施設マネジメントをはじめ公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、地方公共団体職員又は財団職員を講師として派遣 ○派遣対象：地方公共団体 ○派遣回数：原則として毎年度１地方公共団体あたり１回 ○派遣費用：原則として財団が全額負担
公民連携セミナーの開催（参加費無料）	公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等に関する情報提供等を目的としたセミナー
	○対象者：都道府県及び市区町村の職員等 ○令和５年度開催方法：オンラインによる配信を予定
調査研究等	少子高齢化、財政制約、人材不足等から生じる地域課題に対し、公民が連携して取り組んでいる事例について調査研究を行い、各地方公共団体の参考となるよう課題解決に向けた取組方策についてとりまとめる。
公民連携ポータルサイトの運営	公民連携ポータルサイトは、地方公共団体における公共施設マネジメントの推進をはじめ、PPP/PFI などの公民連携の情報をワンストップで提供<https://www.furusato-ppp.jp/>

地域イノベーション連携推進事業

（問い合わせ：開発振興課）

市区町村が民間企業等と公民連携で、Society5.0 につながるデジタル技術等を活用し、新たな切り口で地域課題の解決や地域の活性化を推進する地域イノベーション連携の取り組みを支援します。

調査研究

モデル市町村との共同研究等、地域イノベーション連携に関する調査研究を行います。

地域イノベーション連携モデル事業

地域イノベーション連携についてモデル市町村によるケーススタディを行うため、モデル市町村に対して、その取り組み全体を総合的にマネジメントする外部の専門的人材に業務の委託等をする費用の一部を補助します。

○補助対象：単一の市区町村（指定都市を除く）、
　　または複数の市区町村（指定都市を含む）
○補 助 率：2/3
○補助上限額：800 万円

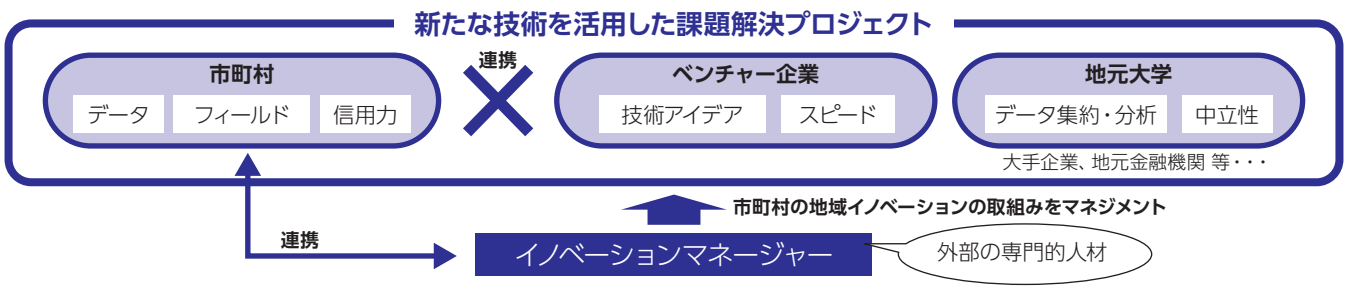

関連事業・広報活動

ふるさと財団ホームページ

ふるさと融資制度や支援事業の内容を分かりやすく掲載しているほか、過去の事例を地方公共団体ごとに検索できる「ふるさと財団データベース」など、盛りだくさんの内容となっています。また、Facebookを開設し、より多くの方にタイムリーな情報を発信できるよう運営しています。

刊行物等

・財団業務関連：情報誌「ふるさとVitalization」
・ふるさと融資関連：ふるさと融資データ集（PDF版をホームページに掲載）
・その他：各種事業報告書

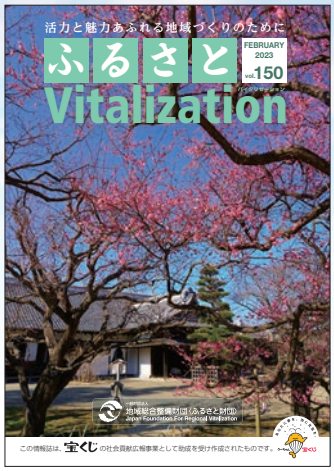

ふるさと企業大賞（総務大臣賞）

（問い合わせ：企画調整課）

ふるさと融資を活用した民間事業者のうち、特に地域の振興・活性化に貢献している優良事業者を顕彰するため、「ふるさと企業大賞（総務大臣賞）」の表彰を実施しています。

自治体からの研修派遣職員の受入れ

（問い合わせ：総務課）

自治体からの研修派遣職員を受け入れています。
財団における担当業務を通じて、全国各地の先進的な地域づくりの事例を調査、検討するとともに、地域づくりの外部専門家との人的ネットワークを広げることにより、広範な行政知識の習得と実務能力の向上が期待されます。

（令和５年度 自治体からの受入れ）
山口県、岩手県紫波町、茨城県北茨城市、栃木県下野市、兵庫県南あわじ市、奈良県葛城市、山口県防府市、鹿児島県南大隅町

案内図

一般財団法人
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉
Japan Foundation For Regional Vitalization

〒102-0083　東京都千代田区麹町４丁目８-1 麹町クリスタルシティ東館12階
Homepage URL https://www.furusato-zaidan.or.jp/

【総　務　部】総　務　課　TEL 03(3263)5731／FAX 03(3263)3683
【融　資　部】企画調整課　TEL 03(3263)5586／FAX 03(3263)5732
　　融　資　課　TEL 03(3263)5737／FAX 03(3263)5732
【地域再生部】地域再生課　TEL 03(3263)5736／FAX 03(3263)5732
【開発振興部】開発振興課　TEL 03(3263)5758／FAX 03(3263)7423
　　公民連携推進室　TEL 03(3263)5758／FAX 03(3263)7423

最寄駅
▶東京メトロ有楽町線　麹町駅　４番出口直結
▶JR中央・総武線　四ッ谷駅麹町出口徒歩９分
▶東京メトロ半蔵門線　半蔵門駅５番出口徒歩７分